

重点戦略 — 7 みんなで支える安らぎのある社会づくり

〔ねらい〕

本県の出生数は、年間1万人台を保持しているものの減少傾向にあり、合計特殊出生率も低下し続けている状態にあります。

また、高齢化の進行も全国に比べて早く、2015年には4人に1人以上が65歳以上となることが予想されており、高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、介護給付費の増加などが見込まれています。

本県では、お互いが支え合い、子どもや高齢者、障害者を含む全ての県民が心安らかに暮らせる社会づくりを目指します。特に、少子化対策では、安心して子どもを生み、そして育てることができる「少子化対策最先進県」を目指した取組みを行います。

また、総合的な健康づくりの実践により、県民が生涯にわたり健康でいきいきと自立した生活を送ることができる環境づくりを進めます。

1 「子育て」を企業を含む地域社会全体で支援することにより、子どもを健やかに生み育てることができる少子化対策最先進県を目指します。

- (1) 地域における子育て支援の充実を図るとともに、職業生活と家庭生活との調和を推進し、次の子を生み育てたくなる環境をつくります。
- (2) 母子保健・医療の充実、保育・教育環境の整備を推進し、子どもの心身の育ちを保障します。
- (3) 未婚化、晩婚化の流れを変える取組みを推進します。

P.106

2 高齢者の健やかな暮らしのための支援を進めます。

- (1) 高齢者の健康づくりと介護予防、生きがいづくりを推進します。
- (2) 高齢者のニーズに対応したサービスの基盤整備と質の充実を図ります。
- (3) サービスを支える保健・医療・福祉における質の高い人材の育成と人材情報の提供を推進します。
- (4) 高齢者にとって安全で安心な生活環境の整備を推進します。
- (5) 利用者の立場に立ったサービス提供を推進します。

P.109

施策の概要

施策の概要

3 障害者の自立と社会参加のための支援を進めます。

- (1) 能力、適性に応じた就労支援体制の整備を進めるなど、障害福祉サービス等の充実を図ります。
- (2) 障害が理解されにくく専門的知識・技術を要する発達障害者や高次脳機能障害者等に対する支援を推進します。
- (3) 障害者に対する相談・支援を行う人材の育成を図ります。

P.112

施策の概要

4 地域福祉を支える環境づくりを進めます。

- (1) 「障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」というノーマライゼーションの理念に基づいて社会づくりをより一層推進します。
- (2) 安心して暮らせる福祉社会づくりを推進します。

P.114

施策の概要

5 県民のこころとからだの健康づくりを推進します。

- (1) いしかわ健康フロンティア戦略に基づき、健康寿命を延伸します。
- (2) 平常時から、重症急性呼吸器症候群(SARS)や結核等の感染症に迅速かつ的確に対応する体制の整備・充実を図るとともに、感染症の特性に応じた対策を進めるなど、感染症予防対策を推進します。
- (3) 多様化する保健・医療・福祉需要に適切に対応できる人材の育成など、地域における保健活動の充実を図ります。
- (4) 自殺対策やうつ病対策を推進するとともに、認知症対策の充実を図ることにより、県民のこころの健康づくりを推進します。

P.116

施策の概要

6 お互いの人権の尊重と、男女共同参画社会形成を推進します。

- (1) 県民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、人権尊重があたり前となる心豊かな社会づくりを進めます。
- (2) 男女共同参画社会の実現を目指して、意識の高揚と女性のあらゆる分野への社会参画を促進します。また、女性のチャレンジ支援を充実します。

P.120

施策の概要



1 「子育て」を企業を含む地域社会全体で支援することにより、子どもを健やかに生み育てることができる少子化対策最先進県を目指します。

(1) 次の子を生み育てたくなる環境をつくります。

① 地域における子育て支援の充実を図ります。 ② 職業生活と家庭生活との調和を推進します。

○すべての子育て家庭を支援します。

- ◆マイ保育園^{*1}の定着を図り、親の働き方にかかわらず、何かと不安の多い妊娠時から特に3歳未満のすべての子育て家庭の育児不安の解消を図ります。
- ◆子育て中の親子が、身近な場所で気軽に集い、子育てに関する相談や情報交換など相互に交流できる環境を整備します。
- ◆専業主婦を含むすべての子育て家庭がいつでも安心して子どもを預けることができるよう、地域社会全体で支援する体制を整備します。

○保育サービスの充実を図ります。

- ◆多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図り、仕事と子育ての両立を支援します。
- ◆病児・病後児や様々な障害のある子どもを持つ保護者が、安心して保育サービスを受けることができるよう支援します。

○子育て支援のネットワークを構築します。

- ◆地域における子育て支援団体等の活動を支援するとともに、地域と産学官による幅広い連携・協力体制を構築します。
- ◆子育てに関する情報の総合的かつ一元的な提供を推進します。

○子どもの心身の健全な育成を図ります。

- ◆子どもの放課後や週末におけるスポーツ、文化活動、地域住民との交流等の機会を充実します。
- ◆子どもの健全育成を図るため、子ども交流センターを設置し、産学官連携、ボランティアの活用等により、民間の創意工夫を活かした魅力溢れる遊びや学びの場を提供します。
- ◆子ども育成指導者の養成や、関係機関・団体が連携した子どもを支援する体制づくりを推進します。

○仕事と家庭生活の調和のとれた社会を目指します。

- ◆県民が仕事と家庭生活の調和(ワークライフバランス)を図るため、各企業が自主的に雇用環境の整備に取り組むよう支援します。



マイ保育園における育児教室

○企業をはじめとする地域社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。

- ◆子育て支援に積極的な企業の社会的評価を高めるため、ワークライフバランス企業の登録、公表、表彰等の取組みを推進します。
- ◆協賛企業の協力を得て多子世帯を支援するプレミアム・パスポート事業を推進することにより、民間企業の子育て支援に対する取組みを促進します。

③ 子育てを支援する生活環境等を整備します。

○良質な住宅、良好な居住環境を確保します。

- ◆子育て家庭を中心に、本県の特長である広くゆとりある住宅供給を促進します。

○安全・安心なまちづくりを推進します。

- ◆犯罪等の防止や安全な交通の確保に配慮したまちづくりを推進します。
- ◆公共施設など誰もが利用する施設において、段差の解消や授乳設備の設置など子育てにやさしい環境の整備を促進します。

○犯罪等から守るための活動を推進します。

- ◆地域全体で子どもを犯罪から守るため、防犯ボランティアの活動を支援するとともに、子どもの安全に関する情報提供体制を充実します。
- ◆犯罪等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援します。

(2) 子どもの心身の育ちを保障します。

① 子どもの心身の健やかな成長及び若者の自立を支援します。

○乳幼児の心身の発達を支援します。

- ◆就学前の子どもの成長・発達を支援するため、必要な保育・教育環境を整備します。
- ◆すべての保育所に子育て支援コーディネーターを配置し、子どもの発達段階や個々の家庭の事情に応じた支援体制を確立します。

○若者の自立を支援し、次代を担う親を育成します。

- ◆子どもが、人間性の豊かな社会人として自己を確立し、自立した家庭生活を営むことができるよう、社会経済のしくみ、地域産業、国際情勢等に対する関心を高め、就労意識を醸成するよう努めます。
- ◆若者が、就労に関わる専門的な知識や実践的な職業能力を身に付け、自己の能力や個性に応じた職業を選択できるよう支援します。
- ◆子どもや若者が、乳幼児の子育て体験、年長者との協働体験その他の異年齢の子どもとの交流機会の確保に努めます。

② 子ども・母親等の健康の確保及び増進を図ります。

○妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健・医療を充実します。

- ◆保健師等の人材の確保や産科、小児科等の医療機関との連携を進め、保健・医療の両面にわたる母子保健の充実を図ります。
- ◆いしかわ総合母子医療センターを中心に周産期医療体制の整備を推進します。
- ◆不妊相談や妊娠、出産後のうつ病早期発見等の不妊及び妊娠や育児に対する支援の充実を図ります。
- ◆望まない時期に妊娠した場合など、妊娠を継続するかどうか悩む方に対する専門の相談体制の充実を図ります。

○子どもの医療体制を充実します。

- ◆小児科医師の確保や小児救急電話相談体制を整備するなど、小児医療対策の充実を図ります。

○思春期保健対策を充実します。

- ◆子どもが、性感染症予防及び薬物等に対する正しい知識を身に付けることができるよう支援します。

○子どもに対する食育を推進します。

- ◆子どもが健全な食生活に必要な知識及び判断力を身に付け、豊かな人間形成を図ることができるよう、家庭、学校及び地域において、本県の豊かな自然や伝統文化を活かした食育を推進します。

^{*1} マイ保育園とは、妊娠を契機に身近な保育所等に登録していただいた子育て家庭に対して、妊娠時における育児体験や出産後の育児指導などを提供する「マイ保育園登録制度」に取り組む保育所等のことです

2 高齢者の健やかな暮らしのための支援を進めます。

③ 保護を必要とする子どもへのきめ細やかな取組みを推進します。

○子ども虐待防止対策を充実します。

- ◆すべての子育て家庭の育児不安の解消を図り、虐待の未然防止を図ります。
- ◆児童相談所の相談体制の充実や関係機関の連携強化により、子ども虐待の早期発見・早期対応を図ります。
- ◆保護を必要とする子どもの権利擁護を図るとともに、社会への自立に向けた機会を確保するよう努めます。

○ひとり親家庭に対する支援を図ります。

- ◆母子家庭に対し総合的な就労支援を図ります。
- ◆ひとり親家庭に対し、経済的支援とあわせて相談体制の充実を図ります。

○障害児施策の充実を図ります。

- ◆保育所・幼稚園における障害児等の受入れを促進します。
- ◆障害の早期発見と障害児の早期療育及び自立促進のための体制を整備します。

(3) 未婚化、晩婚化の流れを変える取組みを推進します。

① 子育てについての意識の涵養を図ります。

- 結婚・出産・子育ての意義や素晴らしさを社会全体で共有できるよう、次世代育成について幅広い観点で普及・啓発を図ります。
- 命の大切さを理解し、次代を担う親として責任ある行動がとれるよう、子どもや若者の意識の高揚を図ります。

② 安心して子育てができる環境整備に努めます。

- 県民生活の安定と充実を図り、子どもを生き育てることに対する経済的不安を解消するためにも、正規雇用の促進を図ります。

[重点戦略4 ⑤ ③参照]

県民へのメッセージ

- ◎石川の次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会をつくるためには、まず、県民が、子どもは様々な多くの人との関わりの中で育まれるという認識の下、子どもの成長や子育てに関心を持ち、相互に協力して支援することが大切です。
- ◎また、保護者は、自らが子育てについて第一義的な責任を有するという認識の下、深い愛情をもって子どもを健やかに育てることが必要です。
- ◎さらに、事業主には、仕事と家庭生活の調和を図ることができる雇用環境の整備に取り組むことが求められます。
- ◎県民、保護者、事業主が、こうしたそれぞれの役割を果たしながら、子育てをお互いに支え合う社会づくりを推進することが重要です。

(1) 高齢者の健康づくりと介護予防、生きがいを推進します。

① 健康づくりを推進します。

- 病気の早期発見、早期治療だけでなく、高齢期に達する前からの生活習慣改善や健康の保持・増進を図ります。
- 高齢者が気軽に取り組めるスポーツの普及を図り、高齢者の体力づくりを支援します。

② 介護予防を推進します。

- 要介護状態になる前の段階から統一的な体系のもとで高齢者の状態に応じて、効果的な介護予防サービスが切れ目なく提供される体制づくりを推進します。

- 高齢者が要支援・要介護状態となることの防止や軽度の要介護認定者の状態の悪化防止、改善を目的とした介護予防サービスの提供を進めます。

③ 生きがいを推進し社会参加を促進します。

- 高齢者の有する知識や見識等を活かせる環境づくりを進めるとともに、高齢者の学習意欲に応じた学習機会の提供に努めます。
- 元気な高齢者が、支援を要する高齢者を支える福祉ボランティアやまちづくりなど様々な分野での高齢者自らによるボランティアやNPO活動への積極的な参加を推進します。



わら細工を子どもに教えるお年寄り

(2) サービスの基盤整備と質の充実を図ります。

① 高齢者のニーズに対応したサービスの充実を図ります。

- 高齢者が長年住み慣れた地域や家庭において生活を続けることができるよう、デイサービスセンターなどの在宅サービスの基盤整備を進めるとともに、入所施設についても需要に見合った計画的な整備を進めます。
- 療養病床の介護保険施設等への転換について

は、利用者に十分配慮し、地域のニーズを踏まえながら計画的に進めます。

② サービスの質の向上を図ります。

- 介護職員等の資質を高める研修を実施します。
- 身体拘束の問題は高齢者ケアの基本的なあり方に関わるものであることから、介護保険施設等における身体拘束廃止の徹底に取り組みます。



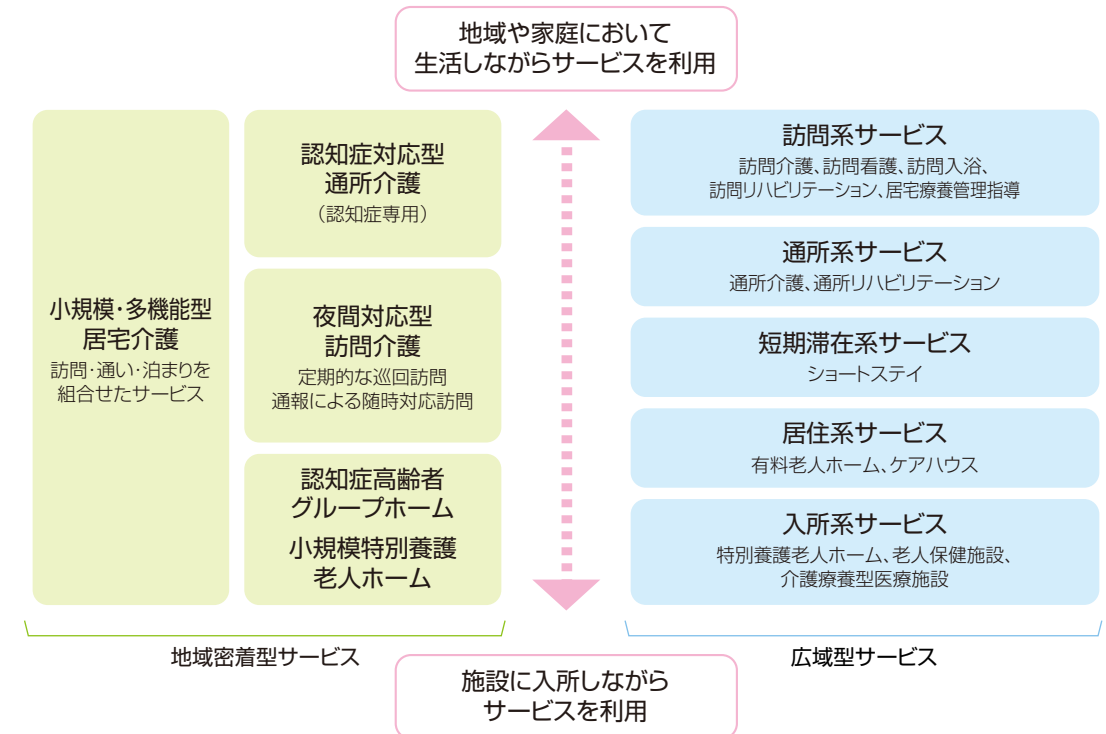
(3) サービスを支える人材の育成と人材情報の提供を推進します。

- ① サービスを支える人材を育成します。
 - 介護支援専門員や介護福祉士、社会福祉士等の保健・医療・福祉における質の高い人材を育成します。
- ② 人材情報提供システムの活用促進を図ります。
 - サービス需要の増加に対応するため、石川県福祉人材センター等を活用し、求人求職情報の提供を推進します。

(4) 高齢者にとって安全で安心な生活環境の整備を推進します。

- ① 認知症高齢者に対し支援します。
 - 認知症高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、保健・医療・福祉関係者等からなる支援ネットワークの整備や早期発見、相談・診断体制等の環境整備を推進します。
 - 成年後見制度や福祉サービス利用支援事業の利用を推進します。
- ② 高齢者虐待の防止と養護者支援等を推進します。
 - 高齢者虐待防止に関する知識の普及啓発を進めます。
 - 高齢者虐待の早期発見・対応のために、保健・医療・福祉関係者等からなるネットワークの整備を進めます。
 - 市町の窓口機能の充実や処遇困難事例について助言を行うなど市町を支援します。
- ③ 地域における支え合いを推進します。
 - 高齢者を身近な地域で支える福祉ボランティアを育成します。
 - ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が孤立することがないように、地域で支え合う老人クラブの友愛訪問などの活動を充実します。
 - 高齢者の安全と家族等の安心を確保するため、保健・医療・福祉関係者等による地域で見守るネットワークづくりを推進します。

【サービス体系のイメージ図】



(5) 利用者の立場に立ったサービス提供を推進します。

- ① サービスの円滑な利用を推進します。
 - 利用者が自分にあったサービスを選択できるよう、介護サービス情報を公表する体制づくりを進めます。
 - 介護保険サービス利用の基礎となる要介護等認定が公平・公正かつ適切に実施されるよう体制の確保に努めます。
- ② 身近な相談体制やサービス苦情処理体制を整備します。
 - サービスの質の向上など住民の多様なニーズに対応するため、市町等における相談・苦情処理体制を充実します。

県民へのメッセージ

◎介護保険は高齢者を社会全体で支える制度です。高齢者の介護を家族だけで抱え込まないで、市町や民生委員、福祉関係者等に相談することが大切です。

◎高齢者が住み慣れた地域や家庭で家族や友人に囲まれながら暮らしていくためには、家族や行政だけでなく地域の協力も重要です。今後とも、高齢化が進行していく中、高齢者の生活を支援する自治会や老人クラブなどによる活動は、ますます重要になっていくと考えられます。



3 障害者の自立と社会参加のための支援を進めます。

(1) 障害福祉サービス等の充実を図ります。

- ① 障害者・障害児の地域活動への参加を促進します。
 - 障害者ふれあいフェスティバルや障害者スポーツ大会を開催し、障害者の社会参加と県民の障害者への理解を促進します。
 - 障害者のボランティア活動や就労を促進します。
 - 障害者の自立と社会参加を促進するため、需要に応じた情報提供やコミュニケーションを図るための手話通訳者派遣等の支援を行います。
- ② 障害者の機能訓練や生活訓練等の日中活動を推進します。
 - 生産活動や創作活動、身体機能の訓練など、障害者一人ひとりの利用目的に応じた多様な日中活動事業を推進します。
- ③ 施設福祉から地域生活移行に対応したサービス基盤を整備します。
 - グループホームやケアホームなど、居住支援サービスの整備や在宅福祉サービスの充実を図ります。
 - 長期入院している精神障害者が早期に退院し社会復帰できるよう、相談・支援の充実を図ります。
- ④ 能力、適性に応じた就労支援体制を整備します。
 - 事業者が行う就労に必要な知識・技術の向上を図るための就労移行訓練や、通常の事業者に雇用されることが困難な障害者を対象に就労の機会を提供するとともに、生産活動を通じてその能力の向上を図る就労継続事業を支援します。
 - 障害者就業・生活支援センターにおいて就業・職場適応等の助言、相談や生活支援を行います。

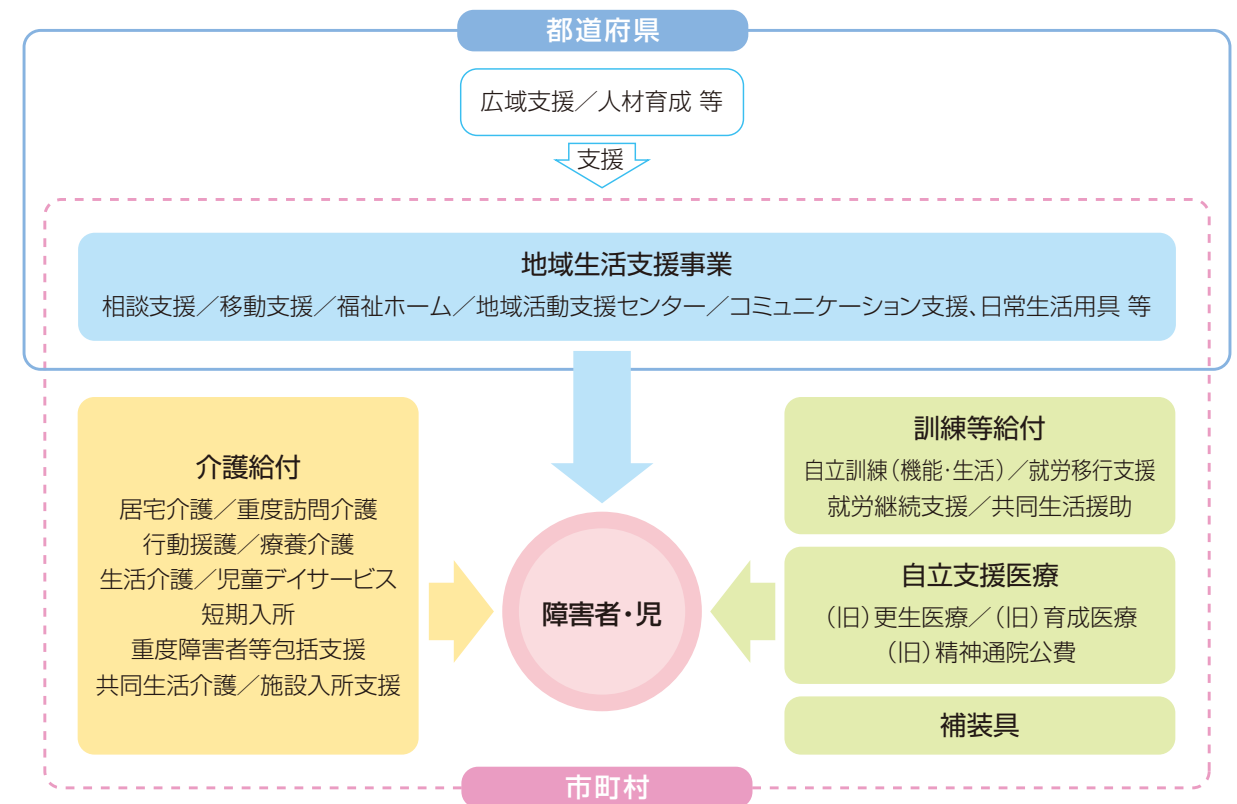
(2) 発達障害者など障害が理解されにくく専門的な知識、技術が必要な障害者への支援を進めます。

- ① 発達障害者など障害が理解されにくく専門的な知識、技術が必要な障害者への支援を進めます。
 - 発達障害支援センターにおいて、発達障害者への相談支援などを充実します。
- ② 難病相談・支援センターの充実を図るとともに、保健・医療・福祉が連携して支援する体制を整備します。
 - 交通事故や脳血管疾患等による脳の損傷により記憶障害などが生じ、社会生活への対応が難しくなる高次脳機能障害者に対し支援を行います。

(3) 障害者に対する相談・支援を行う人材の育成を図ります。

- ① 障害者に対する相談・支援を行う人材の育成を図ります。
 - 障害者の多様なニーズに対応したサービスを提供するため、保健・医療・福祉等における専門的知識・技術を有する人材の育成や質の向上を図ります。

【障害者の自立を支援するためのサービス体系】



県民へのメッセージ

◎障害者の自立、社会参加を促進し、障害の有無にかかわらず、すべての人が誇りをもって共に生きることのできる社会を作っていくためには、保健・医療・福祉・教育・雇用等が一体となった取組みを推進することが必要です。

◎その中でも障害者の雇用・就労支援が重要な柱になります。

◎県民一人ひとりが自覚をもって障害者との相互交流を進めることが期待されます。



4 地域福祉を支える環境づくりを進めます。

(1) 「障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」というノーマライゼーションの理念に基づいて社会づくりをより一層推進します。

① バリアフリー社会の啓発に努めます。

- 学校・地域団体が高齢者の不自由な生活を疑似体験できる機会を増やすことなどにより、心のバリアフリーを推進します。
- 施設のバリアフリー化を実施する民間事業者等への支援や、公益的施設のバリアフリー化を推進します。

② 障害者・高齢者等の在宅介護を支援します。

- リハビリテーションセンターや保健福祉センターを通じて、市町・医療・福祉関係者や家族に対し、専門性の高い介護技術や機能訓練技術の指導等を行います。

③ ユニバーサルデザインの普及に努めます。

- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって安全で快適な生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインの普及と産学官の連携による福祉用具・ユニバーサルデザイン製品の研究開発を行います。

(2) 安心して暮らせる福祉社会づくりを推進します。

① 誰もが安心して利用できる地域福祉の基盤づくりを推進します。

- 利用者が福祉サービスを安心して利用できるよう、福祉サービス第三者評価、苦情解決、権利擁護などの制度の定着により、福祉サービスの質の向上を図ります。

② 社会福祉を担う人材の確保や資質の向上に努めます。

- 福祉サービス事業者の増加や福祉サービスニーズの多様化・増大に対応するため、社会福祉を担う人材の確保、資質の向上を図ります。
- 福祉総合研修センターにおける研修窓口の一元化と体系的な研修プログラムの提供により、専門的知識・技術はもとより豊かな人間性を備えた福祉人材の育成に努めます。

③ 地域福祉を推進するための環境づくりを行います。

- 様々な世代・年代の住民が地域社会の一員として、地域の中でお互い支え合うことができるよう、日頃からの地域福祉活動への参加を支援するため、住民のボランティア活動の場や機会の提供に努めます。
- 民生委員による地域における見守り・相談活動や、社会福祉法人による施設機能の地域への還元・個別ニーズに対応した柔軟なサービス提供などの地域貢献事業を推進します。



介護実習に関する研修風景



福祉用具の利用や普及に関する研修風景

県民へのメッセージ

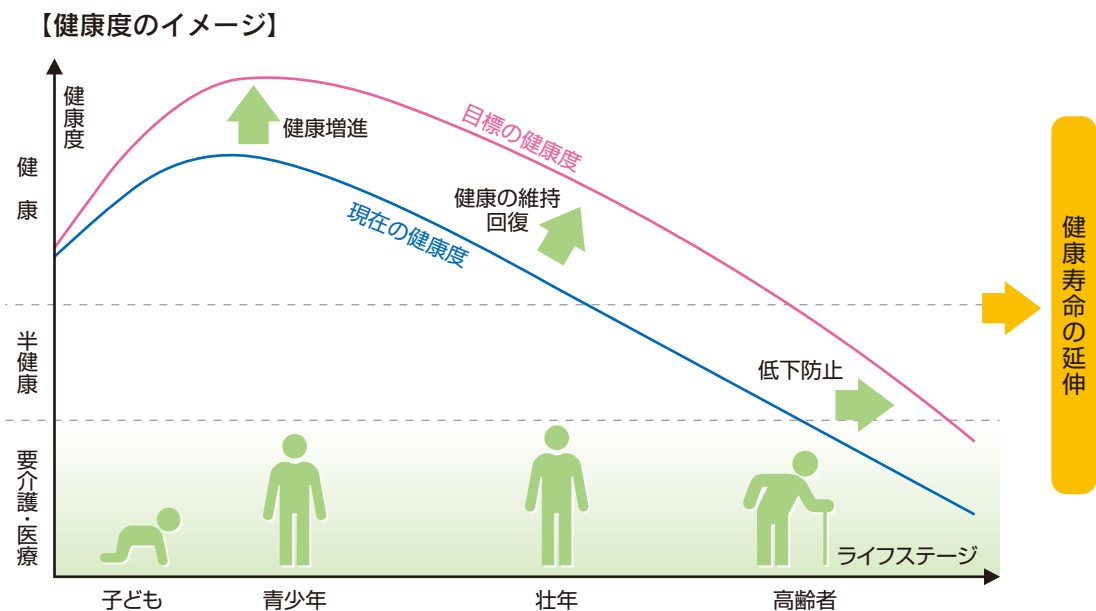
◎高齢者、障害者などを含むすべての人が、個人として尊重され、家庭や地域で共に健康で生きがいをもって生活し、自らの意志で自由に行動できる福祉社会を実現するため、県民一人ひとりがお互いに理解し合い、やさしい心、思いやりのある心をもつことが必要です。



5 県民のこころとからだの健康づくりを推進します。

(1) いしかわ健康フロンティア戦略に基づき、健康寿命^{※1}を延伸します。

- ① 新たな健康づくりのための環境を整備します。
 - 学校、企業、ボランティアなどの団体や組織との連携・協働による健康支援の基盤づくりを進めます。
 - 石川の温泉や郷土食などの地域資源を活かした健康づくりを推進します。
- ② 県民一人ひとりの主体的な健康づくりを推進します。
 - 地域挙げての食生活改善や運動普及などの健康づくりを推進します。
 - 健康づくりに対する県民の意識の高揚を図り、家庭や職場などで気軽に参加できる健康づくりを推進します。
 - 適切な食生活や身体活動の実践、歯周疾患予防など、正しい健康情報に基づく健康づくりを推進します。
- ③ 生涯を通じて各世代ごとに重要性の高い対策を推進します。
 - 介護予防の推進や認知症に対する理解と予防の促進など、高齢者の自立を支える健康づくりを推進します。
 - 内臓脂肪症候群の予防やがん対策の推進など、働きざかりの活力を支える健康づくりを推進します。
 - 子ども達に対する食育の推進や母子・青少年の心身の健康を確保する健康づくりを推進します。
 - 障害の予防、早期発見、早期対応体制を充実するとともに、障害のある人の健康づくり支援体制を充実します。
- ④ 県民の健康度の改善など、目標や事業の評価に基づく施策を推進します。
 - 県民の健康度の改善や行動の変化にどの程度直接結びついたかを示す指標(アウトカム指標)による目標設定とその事業評価の取組みを導入します。



※1 健康寿命とは、健康で自立した生活を送ることができる期間を測る新しい健康指標

(2) 感染症予防対策を推進します。

- ① 平常時からの対応体制の整備・充実を図ります。
 - 重症急性呼吸器症候群(SARS)や新型インフルエンザなどの新興感染症、結核などの再興感染症に迅速かつ的確に対応するため、発生情報の正確な把握と分析、その結果の県民や医療関係者への的確な提供・公開に努めます。
 - 感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
 - 石川県感染症予防計画に基づき、関係機関の密接な連携のもと、健康危機管理体制の整備・点検に努めます。
- ② 感染症の特性に応じた対策を推進します。
 - エイズの相談・検査体制を充実し、感染者の早期発見と感染防止のための普及啓発に努めるとともに、医療体制及び支援体制を充実します。
 - 結核患者発生の際の迅速かつ的確な健康診断による感染の拡大防止に努めるとともに、結核治療の充実を図ります。
 - 肝炎検査体制を充実するとともに、患者の長期にわたる支援体制を整備・充実します。

(3) 地域における保健活動の充実を図ります。

- ① 地域保健を担う保健従事者の資質向上に努めます。
 - 多様化する保健・医療・福祉の需要に適切に対応できる人材を育成します。
- ② 地域の健康課題を明確にし、目標や事業の評価に基づく施策を推進します。
 - 地域の保健対策に必要な情報の収集・解析・評価の体制を充実します。



(4) 県民のこころの健康づくりを推進します。

① 自殺対策やうつ病対策を進めます。

- こころの健康相談窓口を設置し、相談しやすい体制整備を進めます。
- うつ病の早期発見、早期治療を進めるため、内科医などのかかりつけ医と精神科専門医との連携体制を構築します。
- アルコール中毒や薬物中毒などに対する啓発と専門窓口の設置を進めます。
- 引きこもりなど思春期、青年期を対象とした相談、支援事業の充実を進めます。
- 行政、民間団体、NPOなどによる自殺対策連絡会を設置し、官民が一体となって自殺対策を進める体制を構築するとともに、自殺対策行動計画を策定します。

- 自殺対策行動計画に基づいて、自殺対策を総合的に進めるとともに、その取組成果について定期的に検証します。

- 自殺予防のみならず、自殺未遂者、自殺遺族に対するこころのケアの充実に努めます。

② 認知症対策の充実を図ります。

- 認知症についての正しい知識の普及と悪化防止のためのサポートネットワークの充実を図ります。

- 軽度認知症の早期発見、早期治療体制の整備を進めます。

県民へのメッセージ

- ◎健康づくりのために大切なことは、一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という観点にたつて、積極的に健康づくりに取り組むことです。また、個人の取組みを社会全体で支援する環境づくりも大切です。家庭や職場、学校、専門機関、NPO、ボランティアなどの組織や団体が連携し、地域を挙げての健康づくり運動を推進することが必要です。
- ◎手洗い、うがいを励行し、感染症予防に努めましょう。
- ◎こころの健康を保つためには、県民自身がストレスに気づき、これに対処すること(セルフケア)の重要性を認識するとともに、不調に気づいた場合は、早めに専門家に相談することが重要です。
- ◎自殺は、健康問題、経済問題、家庭問題などが複雑に関係して起こると言われています。自殺対策を効果的に推進するためには、医療機関や企業、学校、家庭、地域の関係団体などの理解と協力が不可欠です。

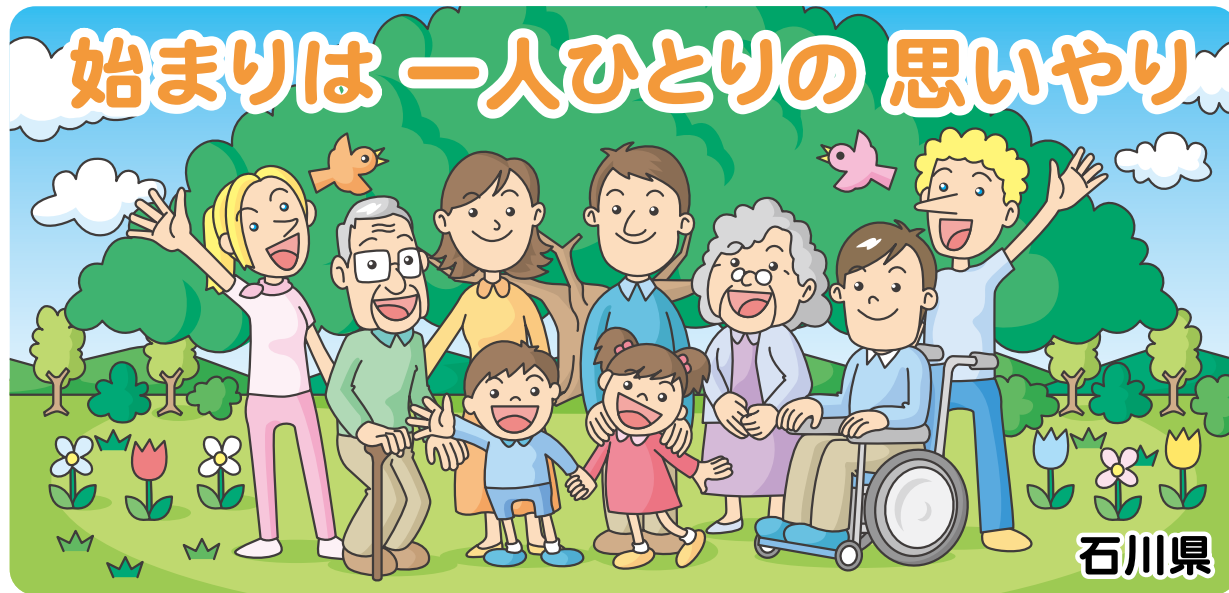




6 お互いの人権の尊重と、男女共同参画社会形成を推進します。

(1) 人権の尊重を推進します。

- ① 県民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、人権尊重があたり前となる心豊かな社会づくりを進めます。



(2) 男女を問わずすべての個人がその個性と能力を発揮でき、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- ① 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革を進めます。
 - 職場、学校、地域など様々な場面において男女共同参画社会に関する学習機会を提供することなどにより、意識の改革を進めます。
 - 男女共同参画の推進状況を把握するため、県民意識調査を定期的に実施します。
- ② 方針の決定過程への女性の参画を促進します。
 - 社会の構成員の意思を公正に反映するため、方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性の人材に関する情報の収集・提供を行います。
 - 女性県政会議の開催などにより、女性の社会的、政治的問題に関する取組みを支援します。

- ③ 女性がチャレンジできる環境の整備に努め、あらゆる分野での男女共同参画を推進します。

- 女性センターにおけるチャレンジサイトの運営など、女性のチャレンジを支援します。
[出産・育児等で離職した女性の支援について、重点戦略4 ⑤ ③参照]
[職業生活と家庭生活との調和について、重点戦略7 ① (1) ②参照]
- 地域活動等における男女共同参画促進のための啓発事業などを一層充実します。
- 男女共同参画を推進するための拠点として女性センターの充実を図ります。

- ④ 女性に対する暴力の根絶を目指すとともに女性の健康を支援する環境づくりを推進します。

- 配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指した啓発活動や総合的な被害者支援を推進します。
- 県立中央病院における女性診療科やいしかわ総合母子医療センターの充実等により、女性が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせる環境づくりを推進します。

- ⑤ 国際的な動向を踏まえた男女共同参画を推進します。

- 男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供に努めます。

県民へのメッセージ

- ◎真の人権尊重社会を実現するため、あらゆる人権問題を県民全体の課題として捉え、一人ひとりがお互いを思いやる心を大切にして、差別や偏見のない心豊かな社会をつくり上げることが重要です。
- ◎男女共同参画社会とは男性も女性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することにより、みんながいきいきと暮らすことのできる社会をいいます。それぞれが、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に努めることが重要です。